

-
- 種別 : 個人
 - 所属等 : 公認会計士
 - 氏名 : 青木 智紀
-

設例 32 有償支給取引

設例では A 社における仕訳が示されておりますが、B 社における仕訳は、A 社の逆仕訳（例えば次のような仕訳）となると考えてよろしいでしょうか？

会計処理

(1) A 社からの部品 Y の支給時

(借)有償支給取引に係る資産 1,000 (貸)未払金 1,000

(2) B 社における加工時←設例 32 にはございませんが、原価 100 と想定します

(借)棚卸資産 100 (貸)加工費 100

(3) 加工後の製品 X の A 社への納入時

(借)売掛金 1,200 (貸)売上 200

有償支給取引に係る資産 1,000

(借)売上原価 100(貸)棚卸資産 100

(4) A 社からの債権の回収時

(借)現金預金 1,200 (貸)売掛金 1,200

(5) 部品 Y の有償支給に係る債務の支払時

(借)未払金 1,000 (貸)現金預金 1,000

適用指針 69・70 設例 32 有償支給取引

設例 32 では、有償支給された部品が全額返還される前提ですが、例えば、過去の経験から B 社における加工時に、作業くずの発生等により B 社の責任で支給部品の 50%以上が廃棄となり、A 社がコールオプションを行使しない割合が高い場合には、コールオプションを実質的に有していないとして、B 社への支給時に棚卸資産を認識しない仕訳（例(借)未収入金(貸)棚卸資産）を計上することは可能でしょうか？

上記は極端な例ですが、例えば B 社の責任により支給部品が継続的に 30%廃棄となり、30%部分に関してはコールオプションを行使しない可能性が高い場合には、30%部分のみ棚卸資産を認識しない仕訳（例(借)未収入金(貸)棚卸資産）を計上することは可能でしょうか？

それとも A 社がコールオプションを有しているという事実を重視し、コールオプションが消滅するまで（例えば設例 27-1）、有償支給した棚卸資産を認識し続けるべきでしょうか？

適用指針 77 請求済未出荷契約

請求済未出荷契約の定義として、「～顧客に対価を請求したが、～」とありますが、当該「請求した」には、顧客との間で定める支払日の起算が始まったものも含まれますでしょうか？

適用指針 40 項 顧客からの業者指定

顧客に対して財又はサービスを提供する際に、企業が顧客から特定の他の当事者を指定された場合は、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、企業は代理人に該当することになるのか。

適用指針 44 項 受注仕入/販売

企業が顧客から受注した財のみを他の当事者から仕入れて顧客に提供する場合は（見込仕入/販売ではなく、受注仕入/販売）、一時的に当該財に対する法的所有権を有していても企業は当該財を支配していないことになるのか。

適用指針 47 項(2)の意味。

仕入先 A 社（メーカー）⇒当社（商社）⇒顧客 B 社の商流の場合、所有権が移転した後に顧客が返品権を行使した場合に最終的に当社がリスクを負うという意味で良いか。顧客 A が返品権を行使した場合に当社を経由して実質的に A がリスクを負うのであれば当社は代理人という理解で良いか。

以 上